## 第5号議案

名古屋都市計画道路の変更 (愛知県決定) について

尾張旭市長から諮問があったので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77 条の2第1項の規定に基づき、審議会の意見を求める。

令和3年6月4日提出

尾張旭市都市計画審議会 会長 水 津 功

# 名古屋都市計画道路の変更 (愛知県決定)

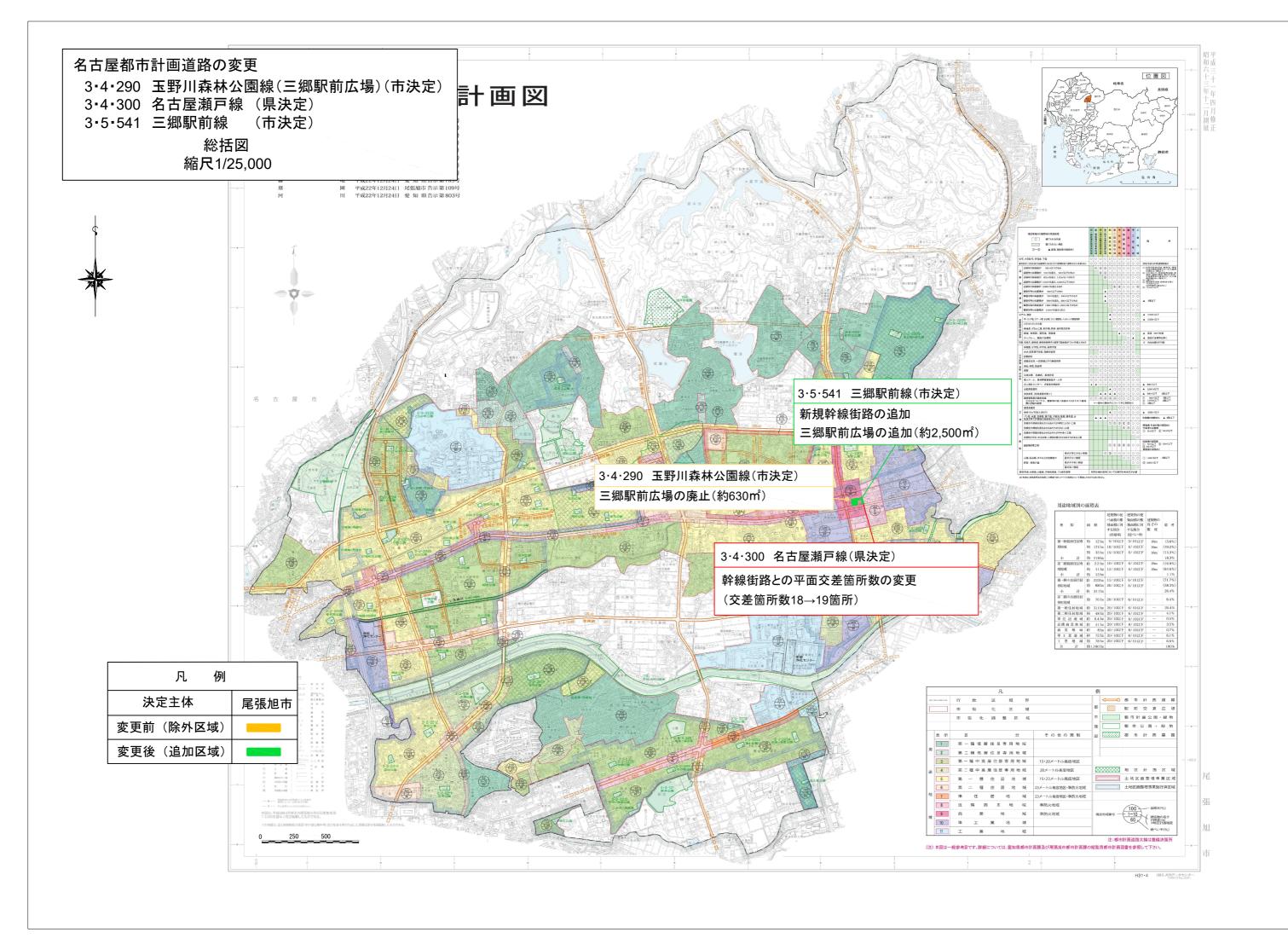
都市計画道路中3・4・300 号名古屋瀬戸線を次のように変更する。

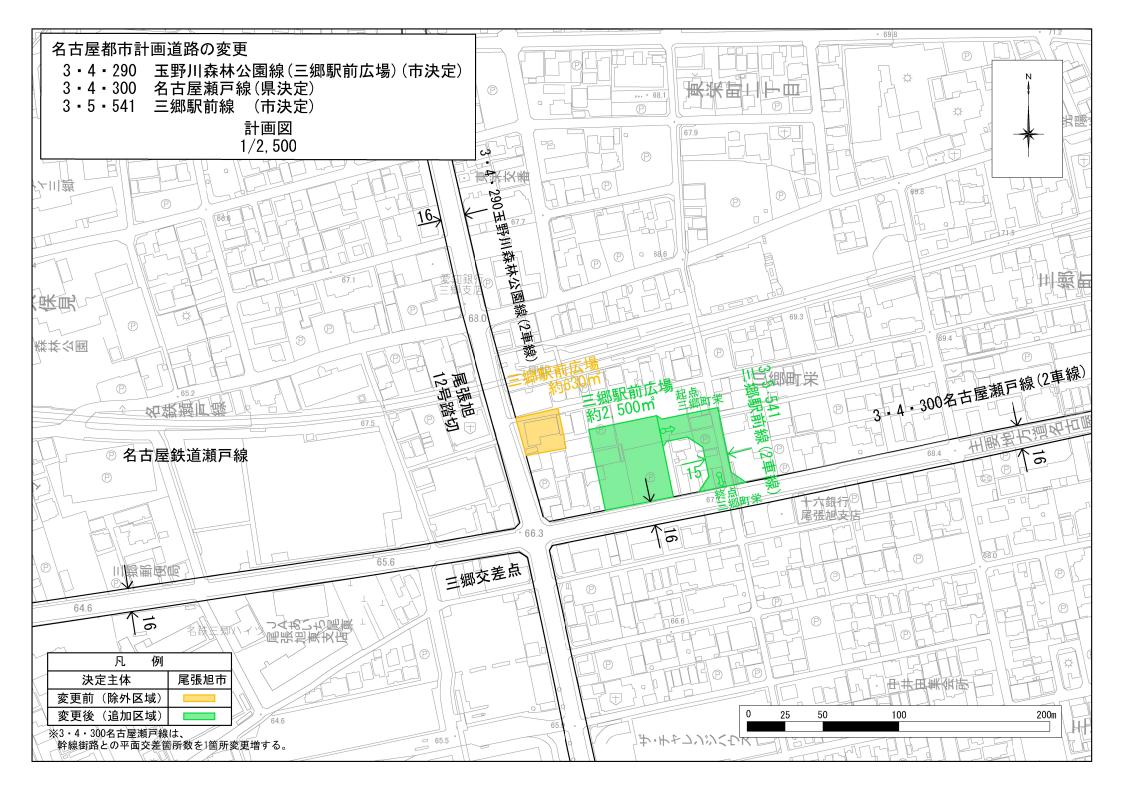
	名 称		位置		置	区域	構			造	
種別	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	考
幹線街路	3 · 4 · 300	名古屋瀬戸線	尾張旭市 印場元町 二丁目	瀬戸市 祖母懐町	尾張旭市 三郷町 陶栄	約9,090m	地表式	2 車線	16m	愛知環状鉄道と立体交差 幹線街路と平面交差 19 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理由

3・5・541 号三郷駅前線の追加(尾張旭市決定)に伴い、3・4・300 号名古屋瀬戸線の幹線街路との 平面交差箇所数を 18 箇所から 19 箇所に変更するものである。





#### 理 由 書

(名古屋都市計画道路 3・4・300 号名古屋瀬戸線)

### 1. 都市の将来像における位置づけ

名古屋都市計画区域マスタープラン (2019年3月策定)では、駅前広場の整備や駐車施設の適切な配置など公共交通結節点の機能強化・充実を促進し、交通結節点の機能強化・充実にあたっては、誰もが使いやすいバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮することとしています。

尾張旭市都市計画マスタープラン (2011年3月策定) においては、追加する3・5・541号三郷駅前線が位置する三郷駅周辺について、市の中核となる「活力拠点」として、商業・業務・文化等の都市機能の充実を図るとともに、交通結節点として交通機能の強化を図ることとしています。また、現在、駅前広場が設置されていない三郷駅については、交通機関相互の連携を強化するため、駅前広場やアクセス道路の整備をめざすことを定めています。

### 2. 都市計画変更の理由とその内容

### (1) 都市計画変更の理由

三郷駅周辺の都市機能の充実に向けた開発を支え、交通結節機能を強化するため、3・5・541 号三郷駅前線(尾張旭市決定)を、3・4・300 号名古屋瀬戸線に接続する形で新規に都市計画決定します。

このことに伴い、3・4・300 号名古屋瀬戸線の幹線街路との平面交差箇所数を変更 します。

## (参考:三郷駅前線の新規決定について(尾張旭市決定))

三郷駅前広場は、昭和32年に3・4・290号玉野川森林公園線の東側沿道、三郷駅から南西の位置に、約630㎡の規模で都市計画決定されています。その後、平成23年度より駅周辺のまちづくり検討を地域の方々と開始し、検討を進めた結果、駅周辺にふさわしい土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を実施することとしました。

これに伴い、今後駅利用者は更に増加することが予測され、既決定の駅前広場の位置や規模では、近接する尾張旭12号踏切の安全な運用へ影響が生じるほか、駅前広場周辺の円滑な交通処理が困難となる状況にあります。

そこで、当事業実施により増加する駅利用者の利便性及び安全性を確保するため、3・4・300 号名古屋瀬戸線より出入りする位置に駅前広場の配置を見直すとともに、駅前広場の面積を変更します。

以上のことから、三郷駅前広場を含む3・5・541 号三郷駅前線を新規追加するとともに、既決定の3・4・290 号玉野川森林公園線の三郷駅前広場を廃止します。

## (2) 都市計画変更の内容

路線名: 3・4・300 号名古屋瀬戸線

内 容:構造の変更

概 要:3・5・541 号三郷駅前線の追加(尾張旭市決定)に伴い、当路線の地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を18 箇所から19 箇所に変更します。

			新	旧		
	井	地表式の区間に				
構造		おける鉄道等と	幹線街路と平面交差 19 箇所	幹線街路と平面交差 18 箇所		
	垣	の交差の構造				